

随意契約（相手方指定）調書

件名	俳句のまちあらかわPR事業実施に係る運営及び広告掲載委託	№5200181
工（納）期	令和 7 年 3 月 3 1 日	
契約締結日	令和 6 年 4 月 1 日	
契約金額	7, 2 7 4, 8 5 0 円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社中日新聞社東京本社 メディアビジネス局 (法人番号：4180001037961)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	俳句のまちあらかわPR事業実施に係る運営及び広告掲載委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社中日新聞社東京本社 広告局 所在地 東京都千代田区内幸町2-1-4 代表者 広告局長 山田 雄一
特命理由	本件は、「俳句のまちあらかわ」をより広くPRするべく、「俳句のまちあらかわフォト俳句コンテスト」「都電DE俳句」等の事業を実施するにあたり、委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件の受託者については、荒川区への誘客という観点から、関東圏内に広く普及し、かつ日刊新聞を発行している新聞事業者であることが必要である。上記業者は、関東及び静岡県に向けて東京新聞を発行している事業者であり、当該要件を満たしている。 ② 主管課が新聞事業者を対象に行った価格調査の結果では、区が求める仕様を満たすことができ、区の事業・予算規模に適した事業者は上記業者のみである。 ③ 上記業者は、長年にわたり区の俳句事業を受託しており、区の俳句事業を熟知しているとともに、令和5年度の業務履行状況も良好であることから、適切かつ確実な業務の履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)